

屋外広告物条例ガイドライン(案)の改正等について

屋外広告物条例ガイドライン(案)改正関連

屋外広告物条例ガイドライン(案) H29.12.19改正(国土交通省)		
改正の趣旨	内容	該当条項
(1)屋外広告物の点検義務および点検者要件	所有者等は、広告物・掲出物件について、規則等により、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者に基づき安全点検をさせなければならない。 ただし、規則で定める広告物・掲出物件は除く。	第19条の2 第1項 ・ 参考事項 第8の3-1 第8の3-2
(2)通行者が多い区域に掲出される屋外広告物の許可期間の短縮	公衆に対する危害の防止の観点から、中心市街地や観光地等、通行者が多い区域では、許可期間を3年よりも短くすることが望ましい。	参考事項 第7の2
(3)広告料収入により設置管理される屋外広告物の規制緩和	公益上必要な施設・物件に表示・設置する広告物で、その広告料収入をその施設・物件の設置・管理に要する費用に充てるものについては、禁止物件等であっても可とする。	第11条 第7項 ・ 参考事項 第5-9

屋外広告物法(都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による)改正関連

屋外広告物法 一部改正(平成30年4月1日施行)		
改正の趣旨	内容	該当条項
田園許可地域における屋外広告物の規制	「禁止地域とすることができる区域」として、現行の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に、田園住居地域が追加された。	第3条 第1項